

令和7年度 介護事業所の魅力発信等支援事業実施業務委託 入札説明書

長崎県 福祉保健部 長寿社会課

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度 介護事業所の魅力発信等支援事業実施業務

(2) 履行期間

契約日から令和8年3月19日（木）まで

(3) 業務の内容

別添「仕様書」のとおり

2 窓口

名称：長崎県 福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話：095-895-2440

ファクシミリ：095-895-2576

電子メール：kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp

3 契約の方法

総合評価落札方式による一般競争入札

4 スケジュール

期限等	内容
令和7年7月3日（木）	公告
同 7月9日（水）	入札説明書などの交付期限
同 7月9日（水）	入札参加資格審査申請書の提出期限
同 7月11日（金）	入札保証金納付申出期限
同 7月11日（金）	入札保証金免除申請期限
同 7月10日（木）	入札参加資格審査決定通知
同 7月14日（月）	質問の受付期限
同 7月15日（火）	質問の最終回答
同 7月17日（木）	技術提案書提出期限
同 7月28日（月）	技術提案書審査結果通知
同 7月29日（火）	入札保証金納付期限
同 7月30日（水）	入札及び開札

5 入札参加者の資格要件

入札公告「2 競争入札に参加する者に必要な資格」のとおり

6 開札までの手続きに関する事項

(1) 入札説明書等の交付期間及び場所

入札公告「4 入札説明書等の交付期間及び場所」のとおり

(2) 入札参加資格の審査

①入札参加希望者は、競争入札の参加者の資格等（告示）（令和7年7月3日付）に基づき資格の審査を受けること。

②入札参加資格審査結果は、令和7年7月10日（木）までに申請者あて通知します。

(3) 仕様書等に関する質問書の提出について

①当該入札の仕様書等に関する質問については、質問書（第8号様式）により令和7年7月14日（月）17時までにファクシミリまたは電子メールのいずれかにて提出して下さい。なお、提出後は質問を送信した旨を必ず電話で連絡すること。

電話：095-895-2440（長崎県福祉保健部長寿社会課）

ファクシミリ：095-895-2576

電子メール：kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp

②入札後、技術提案書提出、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

③質問に対する回答は、随時ファクシミリ又は電子メールにて回答します。最終の回答は令和7年7月15日（火）までに回答します。なお回答（質問内容含む）は、「一般競争入札参加資格審査申請書」を提出した者すべてに送付します。

(4) 技術提案書等の審査

①入札参加希望書は、「令和7年度 介護事業所の魅力発信等支援事業実施業務委託 技術提案書作成要領」に基づき技術提案書等を提出し、「令和7年度 介護事業所の魅力発信等支援事業実施業務委託 落札者決定基準」に基づき審査を受けなければならない。

②提出場所及び期限等

一般競争入札の実施（公告）「3 入札の方法等」に記載のとおり

③取扱い

- ア 資格審査決定の通知を受けていない者の技術提案書は受け付けない。
- イ 技術提案書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。
- ウ 入札参加者は、提出期限後、その提出した技術提案書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。ただし長寿社会課から指示された軽微な修正は除く。
- エ 提出された技術提案書等の返却は行わない。
- オ 技術提案書等の記述が、著作権などの日本国の法令に基づいて保護される対象となっているものを使用した結果生じる責任は、入札参加者が負う。
- カ 落札者が提出した技術提案書は、仕様書として契約事項になるため、確実に実施可能な内容として作成すること。技術提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として、契約解除及び損害賠償請求の事由となります。

④技術提案書審査・結果通知

- ア 提出された技術提案書は、別に定める「落札者決定基準」に示す評価基準に基づき審査会で審査し、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とします。
- イ 審査は書面審査とします（プレゼンテーションは実施しない）。
- ウ 技術提案書の審査結果は、令和7年7月28日（月）（予定）までに「技術提案書結果通知書」（合格又は不合格の旨のみ）を入札参加者へ通知する。

(5) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

- ア 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の金額を令和7年7月29日（火）までに納付して下さい。（落札しなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付します。）
- イ 入札保証金を納付する場合は、令和7年7月11日（金）17時まで、「2 窓口」部局へ申し出て下さい。「保管金受入決議書兼通知書及び保管金払込書」を送付します。納付後、入札日までに銀行の領収印が押された領収証の写しをご提出下さい。
- ウ 次の場合は入札保証金の納付を免除します。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出したとき。
 - ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出したとき。
- なお、契約を証明するものとは、令和5年4月1日から開札日の前日までに締結した契約書の写し等とする。また、「規模をほぼ同じくする契約」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

(a) 3,000 万円以上

(b) 3,000 万円未満 1,000 万円以上

(c) 1,000 万円未満

- エ 入札保証金の免除手続きは、令和7年7月11日(金)17時まで必要書類を添えて、「2 窓口」部局へ持参若しくは郵送(必着)して下さい。

オ 注意事項

- ・入札保証金額の計算については、消費税10%込額のさらに5%となります。例えば1,000,000円で入札する場合は50,000円でなく、55,000円となるのでご注意ください。
- ・入札保証保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないで下さい。
- ・入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7日目として下さい。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

②契約保証金

- ア 契約保証金等は、契約書と同時に提出して下さい。

- イ 契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付して下さい。

ただし、次の場合は、契約保証金の納付が免除されるものとします。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出したとき。
- ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地

方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、履行を証明するものとは、令和5年4月1日から開札日の前日までに履行完了した契約に係る契約書の写し及び発注者の「履行証明書」等とする。

また、「規模をほぼ同じくする契約」の判断は、契約金額に応じて、次の区分で提出すること。

(a) 3,000 万円以上

(b) 3,000 万円未満 1,000 万円以上

(c) 1,000 万円未満

ウ 契約保証金の納付は、国債又は地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

(6) 入札及び開札の日時及び場所等

①日時 令和7年7月30日（水）11時

②場所 長崎県庁行政棟311会議室（長崎市尾上町3番1号）

③提出方法等

- ・電送及び郵便による入札は認めません。
- ・入札及び開札の当日が悪天候（大雨、台風接近等）の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に担当部局へ確認すること。

④入札が代理人である場合の委任状の提出

- ・入札者が代理人の場合は、委任状（第7号様式）の提出が必要です。適な委任状がない場合、代理人は入札に参加することができません。
- ・代理人の印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一にしてください。

(7) 入札書の作成方法

- ①入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ②落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、そ

の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)を入札書に記載して下さい。

③入札金額(首標数字)は訂正することができません。

④入札書の提出後は、書き換え、撤回することができません。

⑤注意事項

- ・入札書は、会社名、入札業務名、会社名、代表社名を記入し、封筒に入れ提出して下さい。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印して下さい。(入札金額は訂正できません)
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・入札書の宛名は、「長崎県知事 大石賢吾」として下さい。

(8) 入札の無効

次に該当する場合には、当該入札者の行った入札は無効とします。なお、下記①から⑦により無効となった者は、再度の入札に参加することができません。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき
- ③ 入札者が連合して入札したとき
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき
- ⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき
- ⑥ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき
- ⑦ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき
- ⑧ 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代る担保を提供しない者のした入札であるとき
- ⑨ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき
- ⑩ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき

- ⑪誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- ⑭その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(9) 開札

- ・開札は、入札執行後直ちに入札者又はその代理人を立ちあわせて行います。
- ・第 1 回目の開札で、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内である入札参加者がいなかったときは、3 回を限度として、再度の入札を行います。
- ・再度の入札以降について、入札室から退室しての本社との協議等はできません。
- ・なお、3 回までに決定しない場合は総合評価点が最も高い者と見積の協議を行います。

(10) 落札者の決定方法

「落札者決定基準」のとおり。

(11) 入札の中止等

- ①入札参加者が相通じ又は不穏な行動をなす場合で入札を公平に執行することができないと認められるとき、及び天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行をとりやめることがあります。
- ②入札を中止または延期したことにより、入札参加者が損失を受けても、長崎県は賠償の責を負いません。

7 契約書の作成等

- (1)落札通知を受けた日から 7 日以内に契約締結ができるよう長崎県長寿社会課と協議を行うこと。
- (2)総合評価において評価された項目については、原則として全て契約の内容とすることとし、その履行を確保すること。

8 その他

- (1)入札書（第5号様式）及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2)技術提案書にかかる一切の費用は、入札参加者（提案者）の負担とすること。
- (3)入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (4)本委託に関する業務を実施する場合、当該業務の内容の全部またはその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できること。
- (5)その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めによります。